

鎌倉市電車・路線バス車体利用ラッピング広告物自主審査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市屋外広告物条例（令和3年鎌倉市条例第14号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による許可を得て、ラッピング広告を表示するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、条例別表第2の3の表「電車又は自動車等の外面を利用するもの」のうち、「電車の外面を利用するもの」及び「路線バスの外面を利用するもの」の第2項に規定したラッピング広告に係る基準によるもの（以下「車体利用ラッピング広告物」という。）を対象とする。ただし、路線バスは、原則として、使用の本拠地が条例の適用地域内にあるものに適用する。

(ガイドライン等の遵守)

第3条 交通事業者は、市長が定める「鎌倉市電車・路線バス車体利用ラッピング広告物ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の内容を遵守するものとする。

(自主審査基準の作成等)

第4条 交通事業者は、車体利用ラッピング広告物（以下「広告物」という。）を表示しようとする場合にあっては、次に定めるところにより、あらかじめ、ガイドラインに基づき「自主審査基準」を作成するものとする。

- (1) 自主審査基準の作成にあっては、学識経験者等のデザインの専門家1名以上を構成員に含めた「自主審査委員会」を設置するものとする。
- (2) 交通事業者は、自主審査委員会の名簿及び自主審査基準を市長に提出するものとする。
- (3) 交通事業者は、自主審査委員会の構成員及び自主審査基準を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に報告するものとする。

(自主審査の実施)

第5条 自主審査委員会は、広告物を表示しようとするときは、景観の実態把握を基に、自主審査基準によりデザイン等の審査を行い、電車・路線バス車体利用ラッピング広告物自主審査報告書（以下「報告書」という。）を作成し、交通事業者、広告主及び広告代理店（広告制作会社）に通知するものとする。

なお、景観の実態把握は、走行した場合に背景となる地域の実態を把握するものとする。

(自主審査結果の提出)

第6条 広告主及び広告代理店（広告制作会社）は、自主審査基準に従い、自主審査委員会の審査を受けるとともに、その結果を屋外広告物許可申請時に市長に提出するものとする。

なお、報告書には、自主審査委員会の名簿及び自主審査基準を添付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

(別紙様式)

(1/3)

電車・路線バス車体利用ラッピング広告物自主審査報告書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....

報告者 氏名.....

電話 ().....

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。)

(自主審査委員会の代表者氏名.....)

車体利用広告について、自主審査を行った結果を次のとおり報告します。

| | | | | |
|------------|------|---------|-------|----------------------|
| 車体 | 種別 | 電車・路線バス | 広告主 | 住所 |
| | 車両番号 | | | 会社名 代理人氏名 電話番号 |
| | 両数 | | 広告内容 | |
| 営業所名 | | | 自主審査日 | |
| 主な経路 | | | | |
| 景観の実態把握の状況 | | | | |
| 表示期間 | | 年 月 日～ | 年 月 日 | |

| 区分 | 項目 | No. | 許可基準の内容 | チェック |
|------|-------|-----|--|------|
| 許可基準 | 位置・面積 | 1 | 電車の一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であること。路線バスに表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面であること。 | |
| | | 2 | 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。 | |
| | 交通安全 | 3 | 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。 | |
| | | 4 | 電光表示装置等は設置しないこと。 | |
| | 色彩等 | 5 | 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に調和したものであること。 | |
| | | 6 | 第5条第6号に掲げる地域(トンネル部分を除く。)は走行しないこと。 | |

| 区分 | 項目 | No. | ガイドラインの内容 | チェック |
|------------------------------|------------|-----|--|------|
| 鎌倉市電車・路線バス車体利用ラッピング広告物ガイドライン | (1) 景観との調和 | 1 | <p>走行する地域の景観と調和したデザインとすること。</p> <p>ア まちや自然の景観を「地」と考え、これと車体利用広告を含む全体が調和するものとする。</p> <p>イ 車体の広告面の地色を「地」と考え、広告表現のモチーフ(背景、商品、人物、文字等)の色を「図」と考えること。</p> | |
| | | 2 | デザインはイメージを主体として伝える広告表現とし、複雑な告知内容は避けること。 | |
| | | 3 | <p>古都鎌倉特定区域を走行する路線バスの外面に表示する広告物は、次によること。</p> <p>ア 広告物の表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1又は5平方メートル以内とする。</p> <p>イ 広告物の意匠が鎌倉の落ち着いた歴史的景観を害さない優れたものであって、そのデザインに鎌倉らしいイメージが感じられるものであること。</p> | |
| | | 4 | 路線バスの車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色は1色とすること。 | |
| | | 5 | 1広告面につき1広告(1企業)とすること。 | |
| | | 6 | 文字、写真の使用は必要最小限とすること。 | |
| | | 7 | 1広告面に会社名、商品名、商品写真(イラストを含む。)のうちから2つ以上を表示するときは、そのうち1つを主として表示し、他は面積比を小さくすること。 | |
| | | 8 | <p>使用する色彩は、3色程度とすること。</p> <p>ただし、色相、彩度が同じで、明度のみが異なる色については1色とみなす。</p> | |
| | | 9 | 彩度6以下の控えめな色彩とすること。 | |
| | | 10 | 全国共通のデザインやコーポレートカラーであって、彩度6を超える場合は、図と地を反転させる、切文字とするなどの配慮をすること。 | |
| | | 11 | 人間の身体の部分(顔、手、足等)を強調した広告表現は控えること。 | |
| | (2) 識別性 | 1 | 路線バスの各側面には、乗客が見やすい場所にバス会社名を表示すること。 | |
| | | 2 | 路線バスは、法令等にも続く、行先、運行系統、統賃支払方法、出入り口、社名、車いすのステッカー等の表示は、明確に識別できるよう配慮すること。 | |
| | | 3 | 電車は、法令等に基づく、行先、車号、側灯等の表示は、明確に識別できるよう配慮すること。 | |
| | (3) 交通安全 | 1 | 後部の色がテールランプの色と紛らわしいものとなっていないこと。 | |
| | | 2 | 地色が信号機又は道路標識等の効果を妨げるものに該当しないこと。 | |
| | | 3 | トリック効果を有していないこと。 | |
| | | 4 | 4コマ漫画等ストーリー性のあるデザインに該当しないこと。 | |
| | | 5 | 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるものに該当しないこと。 | |
| | | 6 | 車体の換気口及びスピーカー口をラッピングで塞ぐデザインとなっているものに該当しないこと。 | |
| | | 7 | 広告面に表示されたコピー等が読み取り難い文字、デザインとなっていないこと。 | |

| | | | | |
|------------------------------|-----------|---|---|--|
| 鎌倉市電車・路線バス車体利用ラッピング広告物ガイドライン | (4) 青少年保護 | 1 | 暴力、わいせつ性を連想・想起させるものに該当しないこと。 | |
| | | 2 | ギャンブルを肯定等するものに該当しないこと。 | |
| | | 3 | 青少年の人体・精神・教育に有害なものに該当しないこと。 | |
| | | 4 | 性を意識させるようなデザインに該当しないこと。 | |
| | (5) 人権の尊重 | 1 | 人権侵害、差別、名誉棄損に該当しないこと。 | |
| | | 2 | 人の人格、身体、思想等を侵害するものに該当しないこと。 | |
| | | 3 | 人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するものに該当しないこと。 | |
| | | 4 | 人又は法人等の名誉等を毀損するものに該当しないこと。 | |
| | (6) 消費者保護 | 1 | 虚偽の内容を表示するものに該当しないこと。 | |
| | | 2 | 法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するものに該当しないこと。 | |
| | | 3 | 国家資格に基づかない者が行う療法等に関するものに該当しないこと。 | |
| | | 4 | 誇大・比較広告等手法上議論があるものに該当しないこと。 | |
| | | 5 | 責任の所在が明確でないものに該当しないこと。 | |
| | (7) その他 | 1 | 卑劣な内容・デザインのものに該当しないこと。 | |
| | | 2 | 風俗営業に関連するものに該当しないこと。 | |
| | | 3 | 布教を目的とするものに該当しないこと。 | |
| | | 4 | 政治的意見発表や論争の場となる恐れがあるものに該当しないこと。 | |
| | | 5 | その他社会風紀を乱す恐れのあるものに該当しないこと。 | |
| | (8) 自主審査 | 1 | 鎌倉市電車・路線バスの車体利用広告物自主審査実施要綱に基づき自主審査を行うとともに、その結果を市長に提出すること。 | |

| 区分 | No. | 自主審査委員会で作成した自主審査基準（追加）の内容 | チェック |
|------|-----|---------------------------|------|
| 追加基準 | 1 | | |
| | 2 | | |
| | 3 | | |

デザイナーコメント

デザイナー氏名

- 備考 1 広告物の内容によって該当する項目がない場合は、「チェック」の欄に斜線を引いてください。
2 図案(色彩図2部、立面図)、路線図、面積表、その他市長が指示する図等を添付してください。